

オークション規約一部改正のご案内

JU北海道オークション規約が下記の通り一部改正となりますので、ご案内申し上げます。尚、当会場は**12月2日**（木）AAより運用開始となります。

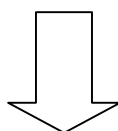
記

【旧】 平成22年11月30日迄の運用

第4章 手数料

第22条 手数料の決定と改定

2、開催組合の選択で、流札車の談合落札料を10,500円とし、かつクレームを認めないことができる。ただし、無期限のクレーム事項は除外し、年式、型式等が車検証の表示と異なる場合は、主催組合から書類を受領後7日間はクレームを認める。



【新】 平成22年12月1日からの運用 ※変更箇所は が引いてあります。

第4章 手数料

第22条 手数料の決定と改定

2、開催組合の選択で、流札車の談合落札料を10,500円とし、かつクレームを認めないことができる。ただし、修復車及び無期限のクレーム事項は除外し、年式、型式等が車検証の表示と異なる場合は、主催組合から書類を受領後7日間はクレームを認める。

以上